

# 第758回

## 東京都青少年健全育成審議会

### 議事録

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

日 時：令和6年12月9日（月曜日）

**【出席委員】**

飯塚 美紀子 委員

渡瀬 昌彦 委員

石川 知春 委員

加藤 美恵子 委員

山下 陽枝 委員

関口 哲也 委員

磯山 亮 委員

うすい 浩一 委員

とや 英津子 委員

藤井 あきら 委員

柳川 雅彦 委員

稲澤 裕子 委員

玉井 由紀江 委員

矢ノ目 真展 委員

木村 総司 委員

小野島 直美 委員

藤木 裕一 委員

**【事務局】**

若年支援担当部長 村上 章

若年支援課長 山本 理

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等でございますが、報道関係者は 0 人で、傍聴人は 6 人、うち、オンラインによる傍聴がお 1 人となっております。

それでは、傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

初めに、新しく委員となられました方のご紹介をいたします。

第 3 号「学識経験を有する者」、都議会議員、磯山亮委員でございます。

○磯山委員 よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 現在ご出席いただいております委員の方は 15 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただいまから「第 758 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

まず、「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 10 月 11 日から 12 月 8 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、優良映画として 2 作品を推奨することを決定いたしました。

10月17日にプレス発表、関係各署への周知を行い、10月22日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を合計124回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、12月4日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。

意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。過去1年間における条例の適用状況をお示ししております。

8条指定図書類については、過去1年間以内に指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社はありません。

3ページをご覧ください。過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4ページ、5ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の10月から11月分の活動状況でございます。

11月までに委嘱しております協力員は555名です。

10月の活動者数は35名、調査店舗数は162店舗でございました。11月の活動者数は22名、調査店舗数は126店舗でございました。

確認する図書類は、「8条指定図書類」、また、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。

いずれの月におきましても、8条指定図書類、表示図書類、類似図書類及び、青少年への販売等を制限する制限掲示について、問題のある店舗はございませんでした。

なお、8条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

6ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。6ページには10月分、7ページには11月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。

まず、10月分でございますが、1番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査、及び、3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査、及び、4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

続きまして、11月分でございますが、1番目の表、書店等への立入調査及び、2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続きまして、8ページ、9ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の10月、11月の施行状況を掲載してございます。

いずれの月につきましても、設置箇所数及び設置台数の変動はございません。

自動販売機立入調査については、10月及び11月は実施しておりません。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、8条指定図書類についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

計1誌の8条指定図書類についての諮問でございます。諮問第1194号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

こちらに記載されております図書類は、令和6年8月29日から令和6年11月25日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものの中から購入いたしました計287誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「caramel (カaramel) コミックス『ヒモの俺、スパダリふたりに飼われます!』」、令和6年11月30日に株式会社ファンギルドより発行されております。

過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、12 月 4 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページに取りまとめてございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。当日は、11 名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が 7 名です。その主な内容は、上から 3 つ目ですが、「抜群に絵がうまい。うまいがゆえに後半の性交渉描写は圧巻であり、擬音、体液描写、性器表現を通じて、ひわい感がない、というのは無理があるように思える。前半の薬物使用による快樂墮ちや借金を起因として性行為に及ぶ設定をかんがみても、18 歳未満の青少年にふさわしいとは思えない。指定該当やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は 3 名で、その主な内容は、下から 3 つ目ですが、「1 人对 2 人による恋愛もの。よくある B L。タッチやストーリー的にコミカルな要素もあり、性交シーンはあるものの読んでいて不快な感じは受けない。冒頭に薬物を使用したり、ところどころ擬音が激しいのは気になった。複数プレイではあるが、最終的には、相思相愛となるし、性器描写もボカシを施しており、画角含め許容範囲。判断に迷う部分はあるが、全編大部分とは言い難い。指定非該当」などでございます。

保留の方はおられず、関連会社のため意見表明なしの方が 1 名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

特によろしければ、各々調査に入ってください。

(図書審査)

○会長 皆様、図書はご覧いただけましたでしょうか。

それでは、各委員からご意見を頂戴いたしたいと思います。

指定、保留、非該当のご意見、コメントという形で皆様からのご発言をお願いしたいと思います。

それでは、木村委員からお願いいたします。

○木村委員 こちらについては指定該当でお願いしたいと思います。

理由としては、ストーリー性があるものの、薬物使用の部分や露骨な性描写がストーリーの合間に多く構成されているので、指定該当と考えました。

よろしく申し上げます。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 私も指定該当でお願いしたいと思います。

冒頭の薬物使用や、そもそも、2人に“飼われる”という人格否定の部分、全編性描写が非常に多いということ、それと、最後のところで、「メスネコ」というような、女性の差別意識、人格否定の部分で指定に該当すると思います。

以上です。

○会長 玉井委員お願いします。

○玉井委員 指定該当でお願いします。

理由としては、借金のカタというようなことでも、人身売買というようなことでもありますし、あと擬音が多くて卑猥な感じが否めないということが理由です。

以上です。

○会長 I委員、お願いします。

○I委員 薬物使用の性描写があるということと、3人での性行為の描写がずっとありまして、それが擬音、体液で激しく表されているということで、指定該当でお願いいたします。

○会長 K委員、お願いします。

○K委員 私も指定該当でお願いします。

冒頭の薬物の使用による性行為、借金のため身体を売るといったようなシーンが、その後のストーリー展開にかかわらず無視できないとして、青少年にふさわしいとはいえないと思います。

全体的に見ると、性行為はそんなに多くはないのかと思いますが、後半最後のところはかなりの性交シーンがあって、激しい擬音や過激な描写も多く、指定該当はやむなしと思います。

以上です。

○会長 G委員、お願いします。

○G委員 私も指定該当やむなしかだと思います。

一方でというか、自主規制団体からも指摘している方がいますが、「全編大部分か」と言われると、少し違うんじゃないかというのが思うところです。ほかの委員の方も指摘をしておりましたが、性描写はそこまで全編ではないんじゃないかと思います。

この8条指定に当たる部分というのは、卑猥なところだと思いますので、それ以外の部分がそれに当たるかという、私は違うんじゃないかと思います。

一方で、最後の第7話ですが、性描写が非常に多いという観点から、指定該当はやむなしかだと思います。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 人格否定はありませんが、性的行為、描写ともに露骨に描かれていると思います。青少年にはふさわしいとは思いません。

先ほど言われましたが、絵が非常に上手に描かれているということは、私もいつも感じております。

私も絵を長くやっておりましたが、こういう漫画的な絵というのはなかなか難しく、私にはとても描けません、上手だと思っております。

しかし、指定に該当すると思います。

以上です。

○会長 D委員、お願いします。

○D委員 多くの方がおっしゃっているように、描写力が卓越しているところがあります。大変上手です。

3人の男性の恋愛の機微に関しても非常に丁寧に細やかに描かれており、そのような部分まで含めて「全体の大部分が該当する」という見解には首肯しかねます。

ただ、最後の場面の非常に濃密かつリアルな性描写、それから皆さんがおっしゃっている薬物、それから、女性に対する視線の歪みといいますか、そういうものを諸々考えたときに、該当はやむなしかと思います。

以上です。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 借金のカタとしての強制的な性行為、加えて薬物使用の性行為の箇所もあり、指定該当やむなしと思います。

以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 私も指定該当やむなしかと思います。

私としましては、全編にわたって性描写があるというような印象を持ってしまして、青少年には不適切だと思います。

以上です。

○会長 矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 基本的にはもう全裸、半裸の主体の描写ですね。絵がうまいからというのがありますが、直接描かれてはいないんですが、性的行為を容易に連想させるような表現になっていると思います。

この図書が 18 歳未満の青少年が規制なく手に取る状況は、望ましくないと考えておりまして、指定該当でお願いします。

○会長 F 委員、お願いします。

○F 委員 聞取り結果のこの皆さんの内容にも書いてあるとおり、私も薬物使用からの強制的な性行為の場面とか、あと、性器は修整していますが、終盤での性行為の場面の多さだとか、基本的に全体を通して、青年レベルを超えていると私も思いますので、指定該当やむなしでお願いします。

○会長 小野島委員、お願いします。

○小野島委員 私も指定該当としてお願いいたします。皆様がおっしゃっているとおり、借金のカタ、薬物、身体を売る設定というところと、性的な行為、描写も非常に大変露骨に描かれているなど感じますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 では、C 委員、お願いします。

○C 委員 指定該当やむなしでお願いいたします。理由は、借金のカタ、薬物を使用した性行為、詳細な性描写です。

○会長 藤木委員、お願いします。

○藤木委員 私も指定該当でお願いします。理由は皆さんの言ったとおりですが、この本を読んで青少年がこれからの人生のためになるかといったら、ならないと思います。

以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 聞取り内容を見ますと、1つは借金のカタと薬物、それから「飼育する」というこのストーリーの中に、それが浮彫りになっているというのは、人格を尊重するという社会をこれからつくっていくことを考えますと、なかなか難しいと思いました。

ただ、描写というか、絵は非常に丁寧に、上手に描かれて、才能があるんじゃないかということは思うんですが、物語の内容については、指定該当ということでお願いします。

○会長 ありがとうございます。

私も、この“画力”という部分もあるんですが、絵の描写や擬音等、該当やむなしと思いました。

本日諮問された図書につきましては、委員の皆様全員が指定該当ということでございました。

ということで、そのように答申をしてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、1誌指定ということで答申をさせていただきます。

では、事務局にお渡しいたします。

○若年支援課長 それでは、先ほどの資料にお戻りいただきまして、11ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申出は、電話によるものが1件ございました。

内容といたしましては、8条指定図書類の指定に関するもので、「出版されている少女漫画雑誌で、ハロウィン特集で色使いがどきつい、小学生には見せられない発想などが描かれているので、指定してほしい」という内容の申出でした。

事務局におきまして当該雑誌を確認したところ、雑誌の大半が小学生向けストーリー

一の漫画であり、著しく性的感情を刺激するものに該当するとは言えず、諮問には至らないと判断いたしました。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

本日の調査・審議事項について何か質問・ご意見等がございますでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するため、調査・審議資料はしまってくださいようお願いいたします。図書につきましては、事務局が回収いたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、8条指定図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出は1件ございました。

8条指定図書の告示予定日は令和6年12月13日(金曜日)、プレス発表は告示日前日の令和6年12月12日(木曜日)となります。告示日もしくは告示日の前日まで8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和7年1月14日(火曜日)の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(午後 4 時15分閉会)